

消費税の届出書について パート4 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

消費税の届出書には様々なものがあります。事業者は届出等の要件に該当する事由が生じた場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。届出書には、提出期限があるものもあるため、届出を失念し、期限を経過してしまうと適用が受けられず、納付する消費税額が多額となってしまうケースもあります。消費税の届出書にはどのようなものがあるかを事前に確認し、届出書の提出にあたっては制度を適用するかどうか事前に十分な検討をすることが大切です。

今回は消費税の新設法人に該当する旨の届出書について説明します。

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。

新設法人に該当する場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署商に提出する必要があります。

なお、「新設設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した時は、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

提出時期・・・事由が生じた場合、速やかに。

消費税の届出書について パート5 任意の中間申告書を提出する旨の届出書 任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

消費税の届出書には様々なものがあります。事業者は届出等の要件に該当する事由が生じた場合には、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。届出書には、提出期限があるものもあるため、届出を失念し、期限を経過してしまうと適用が受けられず、納付する消費税額が多額となってしまうケースもあります。消費税の届出書にはどのようなものがあるかを事前に確認し、届出書の提出にあたっては制度を適用するかどうか事前に十分な検討をすることが大切です。

今回は任意の中間申告書を提出する旨の届出書・任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書について説明します。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）は「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、該当届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。

※「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始に日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

※中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額を併せて地方消費税の中間納付額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

※中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」の提出があったものとみなされます。

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

任意の中間申告書を提出することとしている事業者が、その提出をやめようとするときは、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

提出時期・・・適用をやめようとする6月中間申告対象期間の末日まで